

学 生 各 位

学 生 課 学 生 係

前期授業料免除について(4年生～専攻科生)

このことについて、授業料免除を希望する学生は、下記の期間中に学生課学生係で申し込んでください。なお、期限を過ぎての申込みはできませんので注意してください。

記

要項配付期間 4月7日(月)～4月30日(水)

書類提出期限 5月1日(木) 17時 ※書類受取後の必要書類提出期限

対 象 者 次のいずれかに該当する者

高等教育の修
学支援新制度
による授業料
減免

- ①日本学生支援機構給付奨学金の奨学生
- ②日本学生支援機構給付奨学金の予約採用者、在学採用申込(予定)者

※令和7年度から支援が拡充された多子世帯に該当する学生は、日本学生支援機構の給付奨学金も併せて申し込んでください。

国立高専機構
における授業
料免除

- ③授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた者
- ④授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった者
- ⑤③又は④に準ずる者

その他

- ・ 書類提出者からは、結果が確定するまで授業料の引落を行いません。
- ・ 日本学生支援機構給付奨学金の予約採用者、在学採用申込(予定)者、令和6年度に日本学生支援機構給付奨学金の奨学生だった専攻科1年生は必ず申し込みしてください。
- ・ 令和6年度に日本学生支援機構給付奨学金の奨学生だった本科5年生、専攻科2年生は、家計急変事由が発生した場合のみ今回の手続きをしてください。

以上